

改 正 後	改 正 前
<p>第1 保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項</p> <p>1 開示・不開示の基本的考え方</p> <p>開示請求制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。</p> <p>このため、法は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。</p> <p><u>なお、法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る）及び法第44条の2第3項に規定する削除情報については、法第5条の規定により、開示請求の対象となる保有個人情報から除かれている。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 不開示情報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準</p> <p>[法令の定め]</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる</p>	<p>第1 保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項</p> <p>1 開示・不開示の基本的考え方</p> <p>開示請求制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。</p> <p>このため、法は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 不開示情報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準</p> <p>[法令の定め]</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる</p>

もの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ （略）

[法令の解釈]

2-1 「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第2号本文）

2-1-1 （略）

2-1-2 （略）

2-1-3 「個人識別符号とは、当該情報単体から特定の個人を識別できる

ものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第3条並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第3条及び第4条に定めるとおりである。

2-1-4 （略）

第3 保有個人情報の部分開示

[法令の定め]

第十五条 （略）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の

もの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ （略）

[法令の解釈]

2-1 「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第2号本文）

2-1-1 （略）

2-1-2 （略）

（新設）

2-1-3 （略）

第3 保有個人情報の部分開示

[法令の定め]

第十五条 （略）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の

特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[法令の解釈]

1 (略)

2 個人識別性の除去による部分開示 (第2項)

2-1 (略)

2-2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。

2-3 (略)

特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[法令の解釈]

1 (略)

2 個人識別性の除去による部分開示 (第2項)

2-1 (略)

2-2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。

2-3 (略)